

2025年度

同志社大学 外部評価結果報告書

2026年3月

同志社大学 外部評価委員会

2025年度 同志社大学 外部評価結果報告書

目 次

I. はじめに	1
II. 同志社大学外部評価実施要領<2025年度版>	2
2025年度同志社大学外部評価訪問調査スケジュール	6
III. 2024年度外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善・対応について	7
IV. 評価項目における評価結果及び所見	12
(1) 内部質保証推進体制について	12
(2) 自己点検・評価について(実施体制、実施要項)	13
(3) 自己点検・評価のワークシートの評価項目について	13
A:教育内容及び学習成果について	
B:入学者選抜について	
C:本学独自項目について	
D:その他の項目について	
(4) 情報の公開について	16
(5) 中期計画に対する進捗状況について	17
(6) その他、内部質保証推進会議が特に定める項目について	17
V. 委員長による総評	19
(資料編)	
1. 同志社大学外部評価委員名簿	
2. 同志社大学外部評価委員会内規	
3. 同志社大学内部質保証推進規程	
4. 同志社大学自己点検・評価規程	

I. はじめに

大学は、自律的に教育・研究活動を遂行し、学位を授与する権限を与えられた存在である。そのため、同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という）の「趣旨及び目的」にもあるように、「教育研究活動等において方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実と学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する」必要がある。本学では、内部質保証推進規程第3条2項に従い、学長は、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という）を通して、学部・研究科とその他組織の取組状況の確認、取組結果の集約を行い、これらを検証することとしている。また、大学以外の第三者が大学を評価する認証評価を受審することにより、不断の改善活動を通して、教育研究活動等の水準の向上を図ってきた。加えて、さらなる内部質保証推進に向けて、内部で実施される自己点検・評価の体制やプロセスの客観性と妥当性を確保するため、「同志社大学外部評価委員会内規」を策定し2024年度から外部評価を実施している。

本学の外部評価は、内部質保証の有効性に資することを目的としたものである。学長が推薦した学外有識者の視点で、本学の内部質保証が適切かつ有効に機能しており、教育研究水準の向上に資するものであるかどうかを評価いただいている。教育研究の質を向上させるために、この機会にいただいたご助言も参考にして、内部質保証に係る事項の改善に活かしていくため、次のような手順で改善を実質化している。まず、本報告書は外部評価委員会委員長から学長に報告され、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じることとなっている。また、2025年度第1回の内部質保証推進会議において、「2025年度自己点検・評価に係る実施方針について」を懇談する際に、「2024年度外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善・対応について」を資料として参照している。当該資料は、外部評価の評価項目、評価の視点ごとに外部評価委員からの意見・課題等に対応する内部質保証推進会議の現状分析及び改善方針・対応方針、内部質保証推進会議のアクションプランを当該年度から3年間に亘って示している。学長が講じる措置と内部質保証推進会議による全学に対する自己点検・評価において外部評価が活用される仕組みとなっている。

外部評価が二年目となる2025年度は、書面による評価の他、2025年12月22日に本学今出川キャンパスにて実地調査を実施し、外部評価委員会を開催した。実地調査では、本学の内部質保証について説明し、質疑応答、ヒアリング調査、意見交換等を行い、有意義な実地調査となった。外部評価委員会では、書面評価や実地調査に基づき、評価項目について講評をいただいた。

最後に、外部評価委員の学外有識者の方々には、ご多忙の折、本学の内部質保証に係る外部評価について、大変ご尽力いただいたことに心より厚く御礼申し上げたい。

2026年3月
学長室長 廣安 知之

Ⅱ. 同志社大学外部評価実施要領<2025年度版>

本実施要領は、同志社大学外部評価委員会内規第4条に基づき、外部評価の実施にあたり必要な事項を定める。

1. 外部評価の目的

大学は、自律的に教育研究活動を行い、学位を授与する権限を与えられた存在である。そのため、自己点検・評価活動を通して教育の質的向上を図り、その結果を社会に公表することで本学が授与する学位の質を自ら保証する内部質保証の推進が必要とされている。さらに、自己点検・評価の客観性や妥当性を担保するために、外部評価の実施等の工夫を講じることが望まれている。そのような状況にあることから、本学においても、内部質保証推進会議が適切に機能しているかについて、外部評価を導入し、その客観性や妥当性に関する検証及び評価を実施し、内部質保証推進体制及び自己点検・評価活動の改善に資する助言を得る。

2. 評価項目

外部評価項目について、以下の6点を評価項目とする。

- (1) 内部質保証推進体制について
- (2) 自己点検・評価について(実施体制、実施要項)
- (3) 自己点検・評価のワークシートの評価項目について
 - A:教育内容及び学習成果について
 - B:入学者選抜について
 - C:本学独自項目について
 - D:その他の項目について
- (4) 情報の公開について
- (5) 中期計画に対する進捗状況について
- (6) その他、内部質保証推進会議が特に定める項目について

3. 評価基準

後述の「4. 評価の視点と評価指標」に設定された評価項目の評価の視点において、評価指標を参照し、以下の評価基準で判定する。

S 長所あり	特筆すべき特長や取組、成果等がある。
A 問題なし	大学として相応しい水準※にある。 ※教育理念・目的、同志社大学教育目標の実現に向けた取組がなされている、大学設置基準等を満たしている、法令を遵守している等を示す
B 要改善	現状やプロセス等に課題がある。 改善すべき点がある。

4. 評価の視点と評価指標

各評価項目に対して、下表のとおり、評価の視点と評価指標を設定する。

評価項目	評価の視点	評価指標
(1) 内部質保証推進体制について	①内部質保証推進体制は内部質保証推進規程で定められた内容を体現できているか。 ②内部質保証推進会議の開催頻度、報告、審議、懇談内容は適切か。 ③自己点検・評価活動について、改善につながる実質性、実効性があるか。	○「同志社大学内部質保証推進規程」 ○内部質保証推進体制概念図 ○内部質保証推進会議の議事録 ○改善報告書
(2) 自己点検・評価について（実施体制、実施要項）	①自己点検・評価を実施する体制は適切か。 ②自己点検・評価の実施要項は適切か。	○「同志社大学自己点検・評価規程」 ○自己点検・評価実施要項 ○自己点検・評価年報
(3) 自己点検・評価のワークシートの評価項目について	①点検・評価項目は過年度の点検結果を受けた適切な項目となっているか。 ②点検・評価項目は適切なプロセスを経て組織的に決定されているか。 ③自己点検・評価の対象となる部署は適切か。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
（評価項目） A:教育内容及び学習成果について	評価項目として、①～⑥の確認ができるものとなっているか（評価項目の適切性の確認）。 ①ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）の適切性が確認できているか。 ②カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目が設置されていることについて、確認できているか。 ③科目ごとの成績評価、単位認定、学位授与が適切に行えていることの確認ができているか。 ④教育課程に相応しい教員組織の編成について確認できているか。 ⑤休学者、退学者について組織的な把握ができていることを確認できているか。 ⑥就職及び進学状況の適切性を確認できているか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他

(評価項目) B: 入学者選抜について	評価項目として、①～③の確認ができるものとなっているか(評価項目の適切性の確認)。 ①各学部、研究科において、人材養成目的を果たすために、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を獲得できていることを確認できているか。 ②多様な学生を受け入れるための工夫について確認できているか。 ③志願者をはじめとする幅広いステークホルダーに対しホームページや各種広報媒体で、適切に情報公開がなされているかについて確認ができているか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
(評価項目) C: 本学独自項目について	①独自項目の設定根拠は適切か。 ②ダイバーシティ推進に関する全学の現状について把握する項目となっているか。 ③本学が定める重点的に取り組む4つの課題である「男女共同参画・ライフサポート」、「多文化共生・国際理解」、「障がい者支援」、「SOGI 理解・啓発」に関する取組の進捗を確認できているか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
(評価項目) D: その他の項目について	①各点検・評価の項目は適切か。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○基礎データ集 ○その他
(4) 情報の公開について	①社会に対して分かりやすく情報が公開されているか。	○ウェブサイト「大学評価」 ○ウェブサイト「設置認可申請・届出関係情報など」 ○ウェブサイト「同志社大学の情報の公表」 ○ウェブサイト「経営情報」

(5) 中期計画に対する進捗状況について	①学部・研究科以外の組織の自己点検・評価において、中期計画の進捗状況を確認できるものとなっているか。 ②各部門における中期計画に対する目標及び各年度の目標への達成状況に対する所見は適切であるか。	○自己点検・評価年報 ○年度毎に定める重点的に取り組む課題と達成状況について(ウェブサイト「自己点検・評価」) ○その他
(6) その他、内部質保証推進会議が特に定める項目について	①2024年度同志社大学外部評価結果に対する課題確認と改善に向けた方向性は適切であるか。 ②①に係る改善活動の取組は進んでいるか。 ③教育の内部質保証推進を目的とした学生参画の現状確認と導入の推進計画は適切であるか。	○自己点検・評価年報 ○自己点検・評価ワークシート ○内部質保証推進会議の議事録 ○その他

5. 外部評価の期間(サイクル)

外部評価のサイクルは、原則として1年とする(毎年度実施)。ただし、機関別認証評価の受審年等、年度の評価スケジュール等を勘案して、内部質保証推進会議において毎年度実施の有無を検討する。

6. 外部評価のプロセス

日程(予定)		学長	事務局	評価委員会
2025年度	4月～9月末	①評価委員の委嘱	②自己点検・評価年報及び基礎データ集の作成	—
	10月～11月	③実地調査	③実地調査支援	③書面評価及び実地調査
	2025年11月～2026年2月	—	④「評価結果報告書」作成支援	④書面評価及び評価報告書作成
	3月	⑤「評価結果報告書」の受領	—	⑤「評価結果報告書」の提出
2026年度	4月～5月	⑥外部評価結果の公表	—	—

以上

2025年度同志社大学外部評価訪問調査スケジュール

日時:2025年12月22日(月) 11:00~17:20

場所:同志社大学今出川キャンパス 真義館

時 間	内 容	場 所
<第1部(実地調査)>		
11:00 ~ 12:00 (60分)	■本学による評価委員への説明 外部評価実施のための説明、内部質保証推進に係るプレゼンテーション ■質疑応答	真義館
12:00 ~ 13:30 (90分)	■施設見学 ハリス理化学館同志社ギャラリー ■昼食 外部評価委員、小原学長、廣安副学長	ハリス理化学館 彰栄館
13:30 ~ 14:00 (30分)	■本学関係者に対するヒアリング調査	真義館
14:00 ~ 14:45 (45分)	■意見交換(外部評価委員からの質問等)	真義館
14:45 ~ 15:00 (15分)	休憩	彰栄館
<第2部(学長との懇談)>		
15:00 ~ 16:00 (60分)	■学長との懇談(意見交換)	彰栄館
16:00 ~ 16:10 (10分)	休憩	真義館
<第3部(外部評価委員会)>		
16:10 ~ 17:10 (60分)	■外部評価委員会 実地調査後の最終評価結果の審議・まとめ等 ※評価結果報告書への記載事項の要点整理・確認 評価項目(1)~(5)各8分ずつ、(6)のみ10分(50分) 全体まとめ(10分)	真義館
17:10 ~ 17:20 (10分)	■講評(終了)	真義館

以 上

Ⅲ. 2024年度外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善・対応について

2024年度外部評価結果を踏まえ、内部質保証推進会議が特に定める改善・対応について、書面資料に基づき主な事項を整理する。これらは「同志社大学外部評価実施要領<2025年度版>」における評価項目(6)に対応するものであり、評価結果に示された課題の確認、改善に向けた取組状況、さらには学生参画を含む内部質保証体制の強化に向けた方策を明らかにすることを目的とする。

ただし、以下の改善活動は2024年度末に取りまとめた外部評価報告書に基づくものであり、速やかな対応が可能な事項と、次年度以降に実質的な改善が完了する事項が混在している。また、2025年度に改善が即時反映されたとしても、2025年度の外部評価の評価対象年度は2024年度となっている。このため、実態としては改善されていても、今般の評価では改善課題として挙げられているものもあることは了承いただきたい。ここでは、2025年度の2月(2026年2月)時点の状況を含めて記載し、次年度以降の評価にも資するとともに、継続を要する課題については次年度への着実な引き継ぎを期待する。

外部評価委員からの 意見・課題等	状況・改善策
(1) 内部質保証推進体制について	
①内部質保証推進体制の更なる充実に向けて、内部質保証推進会議の構成員については、学部側の意向も反映すべく、学部長等の委員追加も検討されたい	・2025年度は「学長が指名する者1名」に文学部長を充てて、学部長を内部質保証推進会議の構成員とした ・2026年度以降に規程として「学部長及び研究科長から2名」と追記するか否かを3月までの内部質保証推進会議で検討し、2025年度中に規程改正をする予定である
②(内部質保証推進会議の)全学的な中での位置づけが、今後より明確になることを期待する	・対外的に分かりやすいよう、内部質保証推進体制図と教学マネジメント図の整備を進めている
③「基礎データ集」に加え、その他統合的なデータを管理・分析することにより、今後検証がより精緻なものになることを期待する	・教学マネジメントをさらに推進すべく、以下の機能を備えたシステムの導入を検討する 1) 学生が将来の目標に向けて自律して学びを選択していくことを目的とした、学生一人ひとりが自分の学習履歴、DPに掲げられた資質・能力の獲得度合い、GPAや修得単位数におけるポジショニングを確認できる学習成果の可視化機能 2) 学部・研究科等が学位プログラム単位で教育成果の把握、分析ができることを目的とした、DPに掲げる資質・能力の獲得状況の経年変化、平均、分散等を確認できる教育成果の可視化機能
④内部質保証推進会議の議事録について議論の経緯が分かる具体的な内容を記載してはどうか	・2025年度から議論の議事の要旨が分かるように議事録の書き方を改善した ※ただし、2025年度の外部評価においては2024年度の議事録が評価資料となり、対象となるため、改善結果は即時反映されていない

(2) 自己点検・評価について(実施体制、実施要項)	
①内部質保証委員会としては、学部・研究科で改善活動についてどのような協議がおこなわれているのか等、その運用実態を具体的に把握すべきであろう	・2024年度までは、質保証委員会のみワークシートにて開催有無を確認し、議事録をエビデンス資料として収集していたが、2025年度は自己点検・評価委員会の開催有無とエビデンス資料の提出も義務化した ・加えて、2025年度は「質保証委員会」において改善活動についてどのような協議がおこなわれているのか等、その運用実態を具体的に把握することを目的として、ワークシートの各基準の最後に、改善すべき課題があれば、その改善活動の進捗状況及び今後の具体的実施計画を記述するための【改善活動計画の確認】欄を設けた ・助言を元に2024年度自己点検・評価年報作成において議事録の内容も踏まえて記述した。学部・研究科によっては質保証委員会を10回もの開催で実質的に課題を検討しているところもある。しかし、ほとんどが年1回か2回の開催であった
(3) 自己点検・評価のワークシートの評価項目について	
①学部・研究科のワークシートで「改善点」欄に記入しやすくなる工夫を施すことが望まれる	・2024年度の自己点検・評価ワークシートからチェック項目の「はい」「いいえ」の二択に加え、【改善方法の確認】として「「いいえ」と回答した場合、具体的な改善方法について以下に記載をください。」という欄を【実効性、実質性の確認】として「「はい」と回答した場合、具体的な改善例を記載してください。」という欄を追加している ・2025年度についても、【改善すべき課題の確認】【実効性、実質性の確認】等、具体的な内容を記載しやすい工夫を継続し、評価結果のみではなく、実態把握に努めている ・「改善点」を積極的に記載してもらうことは自己点検・評価実施の意義として大きい。一方、学部・研究科の評価項目について、基本的にはチェック形式として、負担となる記述を少なくするというメリットもあるため、今後も項目に応じて適切に改善していく
②DP及びCPの適切性について、人間性や意欲にも関わる評価項目を入れて、より特長を示していくことを期待する	・同志社大学のDPは、「同志社大学教育の3つのポリシーを策定するための基本方針」に定めるとおり、学力の三要素に基づく「主体性・多様性・協調性」がすべての学位に共通して設定されている。学生調査においても学修意欲、協働性、多様性理解、自己成長感等に関する項目を既に収集しており、教育成果の把握に活用している ・今後のより一層の改善に向けては、以下の施策を具体化していく必要がある (1) 人間性や学修意欲に関わる既存の取組が学修成果として明確に示されるよう工夫すること (2) 留学、協働学習、課外活動等の成果を、DP達成度を捉える多

	面的な評価指標として活用できるよう整理すること (3) これらの観点を自己点検・評価項目として位置づけることで、大学としての教育上の特長を一層可視化していくこと
③ 教学データを活用できる形に整備し、必要に応じて容易に経年変化を可視化できる等の仕組作りをすることを期待する	・現状、毎年、自己点検・評価において、基礎データ集の学生数、退学者数等、学生調査結果から授業外学習時間等の一定の数値の経年変化データをワークシートとともに配付している ・学生調査結果については、教務システム情報と全学の調査データを連携させて集計した結果を学部・研究科にフィードバックしている ・学内で統合データベースは整備されているものの、アクセス権限、操作性、匿名化データの運用などの課題があり、実質的な利活用が進んでおらず、必要な時に必要なデータを十分に活用できない状況がある。今後は、データアクセスの見直し、統合DBの利用環境改善、匿名化データの実効的な運用、データ更新プロセスの標準化を進め、教学データを全学的に活用可能な基盤へと転換していくための具体策を講じる必要がある
④ 教員の教育の質保証の観点及び研究時間の確保の観点を踏まえ、担当授業時間を点検・評価、改善されることを期待する	・担当授業時間については、自己点検・評価の項目として確認することと、組織的に実態を把握している ・内部質保証推進会議としては、現状の確認に加え各学部・研究科に対しての改善提案を行うことが望ましい。担当授業時間は学部・研究科のカリキュラムと密接に関わっており、学部・研究科側でも容易に点検できるような方法を考える必要がある
⑤ 今後に向けて、個別の休みがちな学生、メンタルに不調を抱える学生などの把握や対応についても確認できるようにすることを期待する	・事務機構改編にともない体制が見直され、2026年4月から、SDA室はSDA支援センターとなり、より充実した支援を行う予定である ・具体的にはSDA支援課という専門課を設置するなど、重点化する予定である
⑥ 就職先の関係者からの意見聴取がほとんどできておらず、改善されることを期待する	・就職委員の教員が企業訪問の場で意見を聴取して学科内で共有する事例はある ・一部の学部では卒業生に加え、就職先企業にアンケートを実施して集約し、教学に生かしているが全学的、組織的な取組には至っていない ・教育の質向上のために次期中期計画では助言を視野に検討する
⑦ 発信している情報へのアクセス数を基に必要とされている情報を把握し、広報戦略につなげ、更新されていくことを期待する	・広報課でアクセス数は確認している ・組織改編により、広報部広報課が2026年4月から学長室総合企画部広報課となり、よりブランディングの向上を目指す予定である
⑧ ネット配信授業に係る質保証については、Do Week等を実施したうえで	・ネット配信授業の質保証の適切性については重要な点であり、教育支援機構において、各種アンケート調査を通じて教育活動の実態を

の課題や意見を改善活動に活かすことを期待する 学生が積極的に授業に関与できたかという観点も評価項目として検討するとよいのではないかと	把握するとともに、自己点検・評価ワークシートを用いて質保証の状況を検証している ・この結果を踏まえて今後の施策を検討する必要がある ・2026年1月にはZEN大学の学長をお招きし、ネット授業の最先端について、SD研修会として学ぶ機会を設けた ・授業への関与については、授業評価アンケートや学生調査を通して確認する
⑨ダイバーシティ推進について、2024年度の回答を基に、具体的な項目を挙げて点検・評価し、今後の取組の参考とされることを期待する	・2025年度にダイバーシティ推進委員会で、全学アンケート調査を実施しており、現状を把握して具体的な項目を検討する
⑩-1ダイバーシティ推進について4つの課題領域ごとに質問事項を整理することで、進捗状況が明瞭に把握できる ⑩-2ダイバーシティ推進について次期中期計画策定時に、重点的に取り組む課題を改めて検証されることを期待する	⑩-1 2025年度のワークシートではダイバーシティ推進について4つの課題領域ごとの質問事項とした ⑩-2 ダイバーシティ推進については、専門委員会を設置し、改善方法について随時検討を重ねている また中期計画2030においても、ダイバーシティは重点項目として位置づけられている
⑪-1各点検項目の評価項目として、学生の意欲や社会性、協働性、共感性を評価項目に含めることで、成長をより具体的に把握できる ⑪-2次年度課題という項目があったが、中長期計画の中での計画的な改善等、具体的な記載ができるような工夫を期待する	⑪-1 (3)②と同様 ⑪-2 次年度の課題という項目を確認して翌年度の自己点検・評価を促している。また、2025年度は「質保証委員会」において改善活動についてどのような協議がおこなわれているのか等、その運用実態を具体的に把握することを目的として、ワークシートの各基準の最後に、改善すべき課題があれば、その改善活動の進捗状況及び今後の具体的実施計画を記述するための【改善活動計画の確認】欄を設けた
(4) 情報の公開について 特になし	
(5) 中期計画に対する進捗状況について	
①学部・研究科等の組織について、中期計画からバックキャストした視点からも、何が足りないか、強化すべきかが次年度に反映されることを期待する	・自己点検・評価ワークシートの中でPDCAサイクルが回るような工夫を施す ・学部・研究科に関しては中期計画を設定していないため、PDCAを行うための計画策定について検討を開始する
②-1学部・研究科以外の組織について、次年度計画が中期計画の取組とどうつながっているのかが分かるとうな面白い	・2024年度の年報P39で「3. 学部・研究科以外の組織における組織目標と達成状況に対する内部質保証推進会議からの所見」に解説を記述し、各組織目標の左欄には、主に関連する6つのテーマの内のテーマ番号(No.)を記載した

②-2今後、所見において、様々な改善 取組の結果についても検証されるこ とを期待する	・中期計画2030では、ビジョンと中期計画に対して毎年度重点的に 取組む課題が連携するような仕組を構築する予定である ・今後中期計画2030では質的評価と、量的評価であるモニタリング 指標を使って点検・評価を進める予定である
---	---

以 上

IV. 評価項目における評価結果及び所見

外部評価委員のうち、「同志社大学外部評価委員会内規」第3条第3号（学長が推薦する学外有識者）による委員4名の方々に、書面評価と実地調査を経て、「同志社大学 外部評価委員評価表」を作成いただいた。評価項目ごとに評価結果を集約し、評価表に記載いただいたご助言、実地調査当日（2025年12月22日）の外部評価委員会での各委員の講評を所見として取りまとめた。

なお、「同志社大学外部評価実施要領＜2025年度版＞」の「評価基準」に定めたとおり、各委員には「S 長所あり、A 問題なし、B 要改善」の評価基準で評価いただいた。

（1）内部質保証推進体制について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①内部質保証推進体制は内部質保証推進規程で定められた内容を体現できているか。	S:1名 A:3名 B:0名	「内部質保証推進規程」に基づき、全学の内部質保証を担う内部質保証推進会議及び学部・研究科には質保証委員会が設置され、自己点検・評価に基づく改善が行われている。内部質保証推進体制は、概念図及び教学マネジメント体制図に示されているが、全学レベル、学部・研究科レベル、授業レベルの三つのレベルにおいてPDCAサイクルを実質的に回している。加えて、昨年と比較してもさらに進化しているところもあり、今後も改善が期待できる優れたものと評価できる。
②内部質保証推進会議の開催頻度、報告、審議、懇談内容は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	本会議は適切に運営されていると評価できる。なお、内部質保証推進会議の議事録については、議論の内容の詳細まで記す必要はないものの、議事の要旨を適切に整理して記載することで、踏み込んだ評価を行うための判断材料（評価指標）として、一層有用となることが期待される。
③自己点検・評価活動について、改善につながる実質性、実効性があるか。	S:0名 A:3名 B:1名	自己点検・評価活動については、改善につながる実質性・実効性が一定水準で確保されていると評価できる。ただし、一部に改善の余地も見られる。 まず、大学基準協会による「改善報告書検討結果」においては、「～望まれる」との指摘が2点あったものの、「改善の成果が概ね表れているといえる」と評価されており、また「弾力的措置にかかる要件の充足状況」も満たしていることから、問題はないと判断できる。加えて、2020年度機関別認証評価で提言された是正勧告1点及び改善課題4点について、自己点検・評価を通じて改善に向けた具体的取組状況を継続的にフォローしている点は高く評価できる。 一方で、改善策や対応策の提示が求められる項目も一部に存在する。これらについては、毎年度の自己点検・評価において、前年度からの変化や改善状況をより明確に比較・把握できるよう、GPAの

		経年変化等の定量データをIRの視点から継続的に把握し、前年度との比較分析によって改善の進捗を客観的に示す仕組みを強化することが望ましい。これにより、学部・研究科の質保証委員会と内部質保証推進会議が共通の具体的経緯や課題認識を共有し、それらを翌年度の評価に的確に反映させることが可能となり、自己点検・評価活動のさらなる実質化を期待する。
--	--	---

(2) 自己点検・評価について(実施体制、実施要項)

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
① 自己点検・評価を実施する体制は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	適切と言える水準にある。全学の質保証を担う内部質保証推進会議と各学部・研究科に設置された質保証委員会が明確な役割分担を行い、それぞれが責任をもって質保証を行いながら、連携した体制を構築できている。引き続き、この体制を活用した自己点検・評価実施を期待する。
② 自己点検・評価の実施要項は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	適切と言える水準にある。内部質保証推進会議で自己点検・評価の実施方針が審議され、それに基づく体制と実施要項によって適切に実施されている。

(3) 自己点検・評価のワークシートの評価項目について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
① 点検・評価項目は過年度の点検結果を受けた適切な項目となっているか。	S:0名 A:3名 B:1名	点検・評価項目は概ね適切に設定されているものの、一部に改善の余地がある。2023年度自己点検・評価を踏まえ学長へ提出された6点の提言はいずれも当年度の点検項目に反映されており、点検項目の設定にあたっては、内部質保証推進会議において自己点検・評価の実施方針を審議・決定する仕組みが機能している。 一方で、毎年度継続して実施している点検項目や、単年度で改善が完結しない項目については、過年度の点検結果との連動性をさらに強化する余地がある。(1)③の所見とも関連するが、定量データを継続的に把握し、前年度との比較分析を行うことで、改善の進捗状況を客観的に示すだけでなく、過年度の点検結果を踏まえた適切で効果的な評価項目を再設定することが可能となることを期待する。
② 点検・評価項目は適切なプロセスを経て組織的に決定されているか。	S:0名 A:4名 B:0名	自己点検・評価項目は、適切なプロセスを経て組織的に決定されていると言える水準にある。点検・評価項目は、前年度の自己点検・評価の実施結果を踏まえ、内部質保証推進会議において懇談のうえで方針を決定し、その後の審議を経て適切に決定されている。 また、点検・評価項目の設定にあたっては、規程で示される点検

		項目を踏まえつつ、当該年度に設定された重点項目に基づき、組織的に適切な項目の選定が行われていると判断される。さらに、学部・研究科以外の組織においては、「同志社大学ビジョン2025中期行動計画」や、教育の質保証等にかかわる大学諸活動に関する各種方針を踏まえた組織目標や行動計画に基づき、点検・評価を実施している。これにより、規程に定める観点についても、間接的に確認される仕組が構築されている。
③自己点検・評価の対象となる部署は適切か。	S:2名 A:2名 B:0名	毎年度全ての学部及び研究科並びに部、所、センター等を対象とされており、適切と言える水準にある。

評価項目A:教育内容及び学習成果について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）の適切性が確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。DP、CP、APの3つのポリシーを策定しており、適切性を確認するための評価項目が設定されており、問題ない。3つのポリシーを更新する場合には、引き続き、それぞれの一貫性・整合性についても適切に確認していく必要がある。
②カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目が設置されていることについて、確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目が設置されていることについては、各学部・研究科の質保証委員会を中心に、教育課程や学習成果に関する点検がエビデンスに基づき適切に実施されている。2024年度の年報においても、教育課程及び授業内容がCPに即して構成されているかが点検項目として扱われており、学部・研究科がシラバスやカリキュラムマップ等を用いて整合性を確認している。
③科目ごとの成績評価、単位認定、学位授与が適切に行えていることの確認ができているか。	S:2名 A:2名 B:0名	適切に確認できている。2024年度は新たに「理念・目的」の設定及び「学生参画」の観点を含むなど、2点の点検項目を追加するなど、より詳細な点検を行っており、高く評価できる。教育・学習の枠組の中で「3-2-6教育成果・学習成果の把握」において、DPに則した成果の具体的点検が一層明示・強化され、シラバスや学位判定との整合性をエビデンスに基づき確認する運用が示されている。これは2023年度の枠組（教育課程・学修成果等の点検）を発展させたもので、成績評価・単位認定・学位授与の適正性を裏付ける実効性が向上しており高く評価できる。
④教育課程に相応しい教員組織の編成について確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、専任教員の配置状況に関する学問領域、年齢構成、実務経験者比率に加え、専任教員の配置状況に関する女性比率、外国人比率等の確認も行われている。

⑤休学者、退学者について組織的な把握ができていることを確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、休学率及び退学率について、組織的な状況把握の実施確認に加え、「学びの実態調査」等の学生アンケート調査を活用した調査に関する項目等の確認も行われている。なお、学生支援の観点では、前年度の指摘事項を踏まえ、引き続き取組が進むことを期待する。
⑥就職及び進学状況の適切性を確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況について適切に把握できているかの確認が行われている。なお、就職先の関係者からの意見聴取については前年度の指摘事項を踏まえ、引き続き取組が進むことを期待する。

評価項目B:入学者選抜について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①各学部、研究科において、人材養成目的を果たすために、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を獲得できていることを確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。学部・研究科へのワークシートにおいて、学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施できていることが確認できている。また、収容定員に対する収容率、入学定員に対する入学率の確認が行われ、課題となるところが明らかにされている。
②多様な学生を受け入れるための工夫について確認できているか。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に確認できている。各学部・研究科では直接的な評価項目こそ設けていないものの、多様な入学試験制度が実施されており、入試種別ごとに定められたアドミッション・ポリシー（AP）を、点検・評価している。また、学部・研究科以外の組織の自己点検・評価を通じ、入学センターが高大連携事業など多様な受入れに資する取組を進めていることが確認されている。これらにより、多様な学生受入れに向けた工夫が組織的に把握されていると判断できる。
③志願者をはじめとする幅広いステークホルダーに対しホームページや各種広報媒体で、適切に情報公開がなされているかについて確認ができているか。	S:1名 A:3名 B:0名	適切に確認できている。大学ウェブサイトでは「同志社大学の情報の公表」を中心に、教育研究活動・学生支援・国際交流等に関する情報が体系的に整理され、ステークホルダーに向けた透明性の高い情報公開が実施されており、評価できる。2024年度は基礎データ集や自己点検・評価年報の更新も的確に行われており、情報公開の継続的改善が確認できる。

評価項目C:本学独自項目について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①独自項目の設定根拠は適切か。	S:2名 A:2名 B:0名	適切に設定されている。各学部・研究科は、自組織の特色や教育研究上の課題に応じた独自項目を設定しており、その妥当性は内部質保証推進会議における審議プロセスを通じて確認されており、評価できる。
②ダイバーシティ推進に関する全学の現状について把握する項目となっているか。	S:0名 A:4名 B:0名	全学の現状を把握することができる適切な項目となっている。 2024年度自己点検・評価では、全学的な点検項目の一つとして「ダイバーシティ推進」が設定され、加えて教員組織の確認において男女比や外国人教員数等の把握が位置づけられている。全学的な取組状況を把握する枠組が整備されており、多様性推進の実施状況を多角的に確認できる。以上より、当該項目は全学のダイバーシティ推進の実態把握に資すると評価できる。
③本学が定める重点的に取り組む4つの課題である「男女共同参画・ライフサポート」、「多文化共生・国際理解」、「障がい者支援」、「SOGI理解・啓発」に関する取組の進捗を確認できているか。	S:0名 A:3名 B:1名	取組の進捗を確認できているが、一部改善すべき点がある。各学部・部局で多様な取組が進められており、一定の進捗を確認できる。しかしながら、これらの取組をより効果的に推進するためには、各部局で実施されている施策のうち「好事例」と位置づけられる取組を全学的に展開・共有する仕組の強化が求められる。すなわち、現状の把握と進捗の確認にとどまらず、大学として積極的に改善と普及を図る姿勢が重要である。特に「SOGI 理解・啓発」については、感性への配慮も影響してか、依然として取組事例が他の領域に比して少ない状況にある。学生や教職員が安心して相談できる環境整備や啓発活動のさらなる充実を図り、学内における理解促進をより一層推進することが望ましい。

評価項目D:その他の項目について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①各点検・評価の項目は適切か。	S:0名 A:4名 B:0名	適切に設定されている。自己点検・評価を実施する部署の負担や評価疲れにも配慮されており問題ない。

(4) 情報の公開について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①社会に対して分かりやすく情報が公開されているか。	S:1名 A:3名 B:0名	分かりやすく情報が公開されていると言える水準にある。毎年の自己点検・評価年報、外部評価報告書のほか、広範で多様な情報を公表している。また、毎年「基礎データ集」として多様なデータを取りまとめて公表されていることは高く評価できる。

(5) 中期計画に対する進捗状況について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①学部・研究科以外の組織の自己点検・評価において、中期計画の進捗状況を確認できるものとなっているか。	S:0名 A:4名 B:0名	中期計画の進捗状況を確認できるものとなっている一方で、学部・研究科の取組が中期計画とどのように関連しているのかについても併せて示されると、全体像がより把握しやすくなると思われる。また、学部・研究科以外の組織における各目標の達成状況についても、中期計画における位置づけや関連性が明記されることで、自己点検・評価の妥当性や進捗状況が一層明確になることが期待される。
②各部門における中期計画に対する目標及び各年度の目標への達成状況に対する所見は適切であるか。	S:0名 A:4名 B:0名	目標への達成状況に対する所見は適切である。自己点検・評価の対象となる部門ごとに点検・評価結果に基づいた所見が明記されており、問題ない。

【参考】「中期行動計画」の位置づけについて

「同志社大学ビジョン 2025」－躍動する同志社大学－中期行動計画（第3版）

2020年10月に各組織においてこれまでの取組を検証し、2020年度から2025年度までの5年間に取り組む施策を「中期行動計画（第3版）」として取りまとめている



(6) その他、内部質保証推進会議が特に定める項目について

評価項目／評価の視点	評価結果	所見
①2024年度同志社大学外部評価結果に対する課題確認と改善に向けた方向性は適切であるか。	S:0名 A:4名 B:0名	結果に対する課題確認と改善に向けた方向性は適切であると評価する。第1回内部質保証推進会議資料「2024年度外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善・対応について」において、外部評価における評価項目ごとに、「外部評価委員からの意見・課題等」「外部評価を受けての内部質保証推進会議の現状分析及び改善方針・対応方針等」「内部質保証推

		進会議のアクションプラン」が記載されており、引き続き、課題に応じた改善活動を推進することが期待できる。
②①に係る改善活動の取組は進んでいるか。	S:0名 A:4名 B:0名	2025年度は改善に向けた初年度であるため、即応できない課題もあるが「内部質保証推進会議のアクションプラン」が示されており、問題ないと判断できる。評価項目や課題によってはスピード感が必要なものもあるので、引き続き積極的な進捗を期待する。
③教育の内部質保証推進を目的とした学生参画の現状確認と導入の推進計画は適切であるか。	S:0名 A:2名 B:2名	内部質保証推進を目的とした学生参画については、自己点検・評価を通じて方針が検討されており、現段階の取組の方向性は理解でき、今後の意義ある展開が期待される。特に、学生参画を内部質保証に位置づける計画は、「学習者本位の教育」の観点から、教育の質向上と学生の学びの深化を双方に促すものであり、有意義である。 一方で、まずは授業評価アンケートなど既存のデータをAI分析も含めて十分に活用し、現状を多面的に把握したうえで、学生の直接的参画へと丁寧に進めていくことが望ましい。 2025年度に予定されている二つの施策①既存情報を活用した量的な学生参画、②ラーニング・アシスタントによる質的な意見聴取はいずれも適切であり、まずは①を十分に活用することが望ましい。助言として、②の導入に際しては、共通質問項目の設定やファシリテーション研修の実施に加え、学部の一・年次生から博士後期課程の3年次生までのすべての学年の学生から構成されるグループ・インタビューとすることで学生間の議論を深める効果が期待できる。これら①②で得られた質的・量的データの分析とIRによる数的データの分析結果を総合的に読み取り、改善に生かすことで、教育の質向上につなげることが望ましい。

以 上

V. 委員長による総評

2024年度外部評価結果を踏まえた内部質保証推進会議の改善・対応及び2025年度に実施した外部評価の結果について、「同志社大学外部評価結果報告書」として取りまとめた。本学の外部評価実施にあたり、書面審査や実地調査を通じて丁寧かつ建設的なご助言を賜った学外有識者の皆様に、改めて深甚なる謝意を表したい。

本学の内部質保証推進体制、自己点検・評価を基軸とした内部質保証の推進及び外部評価結果を踏まえた改善策については、概ね大学として相応しい水準にあると評価された。

内部質保証推進体制は全学、学部・研究科、授業科目の三層構造でPDCAが実質的に機能しており、概ね適切と評価された。会議運営も整備されているが、議事の要旨記載や統合的なデータの活用強化により、検証をより精緻化することが望ましい。また、課題への改善指示や支援の具体的内容が対外的にも把握できるよう、情報の示し方を工夫することで、透明性と説明責任の向上につながることを期待される。ヒアリング調査や意見交換では、若手人材の流動化が進む中で長期的な人材確保が一層難しくなっている現状が共有された。また、人材確保や教職員育成の課題に加えて、建学の精神や良心教育に根ざした教職員のアイデンティティ形成の重要性について、改めて認識が深まった。こうした課題は、安定的な教育研究体制と本学らしさの継承に直結するものであり、内部質保証を支える基盤整備として得られた示唆を今後の取組に反映させていきたい。

自己点検・評価の評価項目についても概ね大学として相応しい水準にあるということであった。一方、意見交換では、年間スケジュールは定着しているものの負担感が大きいこと、点検結果は作文ではなくエビデンスに基づく説明の説得性が求められることが確認され、意識改革が課題として挙げられた。特に本学らしい教育の観点から、課外活動の位置づけや、課外の学びを評価する仕組の可能性が議論され、学習成果の可視化に対する要請と大学教育の本質とのバランスについては、今後の検証を通じて、より適切な在り方を確認していくことが期待される。

質保証システムを構成する主たる要素である情報公開については、昨年度に続いて高い評価をいただいた。基礎データ集に加え、学生調査等の蓄積データを有し、収集・公開の取組が評価されている。今後は社会に対して分かりやすく示す工夫に加え、これらの多様な情報を自己点検・評価により柔軟に生かし、教育の質向上に資することで、一層の発展が求められる。

将来ビジョンの実現に向けた確かな一歩として、新たな取組や挑戦を支える基盤となるのは、着実な内部質保証の推進である。この度の外部評価の実施は、自己点検・評価における客観性・妥当性の確保に大きく寄与するものであり、その意義は極めて大きい。今回も、学外有識者である委員の皆様からいただいた本学の実情に即した貴重な助言を真摯に受け止め、内部質保証推進会議において課題に応じた対応策を検討し、計画的かつ段階的に改善活動を推進していくことが望まれる。引き続き、教育・研究の質向上に向けて、外部評価の成果を確実に生かし、「同志社らしい学び」を未来へと確かなものとしていきたい。

2026年3月
同志社大学外部評価委員会
委員長 柿本 昭人

(資料編)

Ⅰ. 同志社大学外部評価委員名簿

(敬称略、同志社大学外部評価委員会内規第3条－氏名ABC順)

第1号(副学長1名)による委員

柿本 昭人 同志社大学副学長

第2号(内部質保証推進会議委員長)による委員

馬場 吉弘 同志社大学 学習支援・教育開発センター所長

第3号(学長が推薦する学外有識者)による委員

日比野 英子	京都橘学園常務理事、京都橘大学名誉教授
上村 崇	京田辺市長
森 圭子	ダイキン工業株式会社 取締役兼執行役員
西原 廉太	立教大学総長、文学部キリスト教学科教授

以上6名

※役職は2025年4月1日時点

2. 同志社大学外部評価委員会内規

2024年3月14日

制定

(趣旨)

第1条 本学は、同志社大学内部質保証推進規程第2条第6項に基づき、同志社大学外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動について、その客観性及び妥当性を高めるため、次の事項を取り扱う。

- (1) 本学の自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する検証及び評価
- (2) 自己点検・評価活動の改善に資する助言
- (3) 同志社大学外部評価結果報告書(以下「評価結果報告書」という。)の作成
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 外部評価委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 副学長から1名
 - (2) 内部質保証推進会議委員長
 - (3) 学長が推薦する学外有識者5名以内
- 2 外部評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合はこれを補充することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

(実施要領)

第4条 評価基準、評価指標、外部評価の期間、その他の外部評価の実施にあたり必要な事項は、同志社大学内部質保証推進会議において策定する。

(外部評価結果に係る対応)

第5条 外部評価委員会は、評価結果報告書を学長に提出する。

- 2 学長は、評価結果報告書を受けて、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。
- 3 本学は、評価結果報告書を大学ホームページにおいて公表する。

(守秘義務)

第6条 委員は、外部評価の過程で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 外部評価の実施に関する事務は、学長室企画課が行う。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2024年4月1日から施行する。

3. 同志社大学内部質保証推進規程

2017年3月25日 制定

2018年7月28日 改正

2024年3月30日 改正

第1章 総則

(趣旨及び目的)

第1条 本学は、教育研究活動等において方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する。

2 この規程は、本学における前項の過程（以下「内部質保証」という。）において必要な事項を定める。
（内部質保証の推進体制）

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、それぞれの教育の質保証を行うため、当該組織名を付した個別の質保証委員会（以下「質保証委員会」という。）を置く。

4 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、同志社大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に定める。

5 学長は、本学の内部質保証について、同志社大学外部評価委員会を置き、学外有識者に意見を求めることができる。

6 前項に規定する同志社大学外部評価委員会に関する事項は、別に定める。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

(1) 学部学科及び大学院研究科専攻における同志社建学の精神並びに大学の教育理念及び教育目標に基づく人材の養成に関する目的

(2) 学部学科及び大学院研究科専攻における前号の人材の養成に関する目的に基づく、卒業の認定・学位の授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（以下「3ポリシー」という。）

(3) 学部学科及び大学院研究科専攻を横断する教育プログラムを展開する組織における教育課程の編成及び実施に関する方針

(4) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画

ア 中・長期の将来計画

イ 教育の3ポリシーを策定するための基本方針

ウ アセスメント・ポリシーに関する基本方針

エ 大学が求める教員像及び教員組織の編制に関する方針

オ 学生支援に関する方針

カ 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針

キ 社会連携及び社会貢献に関する方針

ク 大学運営に関する方針

ケ 中・長期の財政計画

コ 国際連携に関する方針

サ 研究事業の実施に関する方針

シ ダイバーシティ推進に関する方針

ス 高大接続に関する方針

セ リカレント教育に関する方針

ソ ファカルティ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

タ スタッフ・ディベロップメントの実施に関する基本方針

- 2 学長は、内部質保証推進会議を通して、学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組を支援し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証する。
- 3 学長は、内部質保証推進会議から学部及び大学院研究科その他組織における教育の質保証に係る取組結果等について報告を受け、必要な措置を講じる。
- 4 学長は、内部質保証推進会議からその活動状況の報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講じる。
- 5 学長は、本学の内部質保証の状況を同志社大学評議会に報告する。
- 6 学長は、内部質保証の状況、自己点検・評価結果並びに本学の基本的情報及び資料を、本学ホームページや大学ポートレート等を活用して積極的に公表する。

第2章 内部質保証推進会議

（内部質保証推進会議の任務）

第4条 内部質保証推進会議は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

- (1) 大学、大学院及び専門職大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項
- (3) 第3条第1項第4号に規定する方針及び計画の設定
- (4) 自己点検・評価活動に係る点検及び評価項目等の設定
- (5) 前号により設定した点検及び評価項目、自己点検・評価に係る手続等をまとめた自己点検・評価実施要項の策定
- (6) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価
- (7) 本学の自己点検・評価活動の統括
- (8) 全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案
- (9) 自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報の編纂及び学長への提出
- (10) 前号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報、第8号に規定する施策及び内部質保証状況の学長への報告
- (11) 認証評価の受審に関する事項
- (12) その他必要な事項

（内部質保証推進会議の構成）

第5条 内部質保証推進会議は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長室長
- (2) 事務局長
- (3) 教務部長

- (4) 全学共通教養教育センター所長
 - (5) 学習支援・教育開発センター所長
 - (6) 国際センター所長
 - (7) 入学センター所長
 - (8) 学生支援センター所長
 - (9) 研究推進部長
 - (10) 学長が指名する者1名
- (内部質保証推進会議の運営)

第6条 内部質保証推進会議には、委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 内部質保証推進会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

第3章 質保証委員会

(質保証委員会の任務)

第7条 質保証委員会は、次の事項を任務とし、当該組織における教育の質保証の取組に責任を負う。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する人材の養成に関する目的の設定
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーの設定
- (3) 当該組織における自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策の策定及び実行
- (4) 当該組織における自己点検・評価結果の内部質保証推進会議への報告
- (5) 認証評価の受審に関する事項
- (6) その他必要な事項

(質保証委員会の申合せ)

第8条 学部及び大学院研究科は、当該組織名を付した質保証委員会に関する申合せを定める。

2 前項の委員会に関する申合せの様式は、別記様式第1号又は別記様式第2号のとおりとする。

第4章 雑則

(事務)

第9条 本学の内部質保証の推進及び支援並びに内部質保証推進会議に係る事務は、学長室企画課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

4. 同志社大学自己点検・評価規程

1994年7月7日制定施行

改正 1995年 4月 1日	1995年 12月 1日	1996年 4月 1日
1997年 5月 20日	1999年 4月 1日	1999年 7月 15日
2001年 3月 31日	2002年 5月 1日	2003年 2月 1日
2003年 2月 22日	2004年 1月 31日	2004年 4月 1日
2004年 5月 1日	2007年 3月 31日	2011年 7月 30日
2014年 10月 25日	2015年 3月 28日	2017年 3月 25日
2018年 7月 28日	2021年 6月 26日	

(趣旨及び目的)

第1条 本学は、教育研究水準の向上を図り学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社大学学則第1条の2第1項、同志社大学大学院学則第1条の2第1項、同志社大学専門職大学院学則第2条第1項及び同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第4項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

2 この規程は、本学の自己点検・評価において必要な事項を定める。

(自己点検・評価の体制)

第2条 本学の自己点検・評価活動は、内部質保証推進規程第4条第5号の規定に基づき、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）が統括する。

2 学部及び大学院研究科は、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うため、当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、前項の自己点検・評価委員会に関する申合せを別記様式第1号又は別記様式第2号のとおり定める。

4 本学を構成する部、所、センター、館、機構及び室は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(自己点検・評価項目)

第3条 本学は、次の項目について自己点検・評価を行う。

- (1) 大学の理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程・学習成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務
- (11) 国際連携
- (12) 研究開発

(13) ダイバーシティ

- 2 前項の各号に係る点検及び評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進会議が設定する。

(自己点検・評価の実施方法)

第4条 学部及び大学院研究科その他の組織は、内部質保証推進規程第4条第5号に基づき策定された自己点検・評価実施要項に則って自己点検・評価を行う。

- 2 学部及び大学院研究科は、自己点検・評価結果を内部質保証推進規程第2条第3項に基づき設置する各組織の質保証委員会に報告する。

- 3 各組織の質保証委員会は、内部質保証推進規程第7条第3号及び第4号の規定に基づき、自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策を策定及び実行し、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。

- 4 学部及び大学院研究科以外の組織は、自己点検・評価結果を内部質保証推進会議に報告する。

(自己点検・評価結果に係る対応)

第5条 学長は、学校教育法が定める自己点検・評価結果の公表を、内部質保証推進規程第4条第9号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報でもって行う。

- 2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

(事務)

第6条 自己点検・評価活動の所管及びこの規程に関する事務は、学長室企画課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2021年7月1日から施行する。